

## 第6章 団体商標制度の導入

### I. 従来の制度と改正の背景

団体商標とは、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用させる商標であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。これによって、団体の構成員は、相互の協力により当該団体商標の信用力を高め、特産品作り等の団体の目的達成にも資することが期待される。

団体商標の保護については、パリ条約（第7条の2）において義務付けられており、マドリッド・プロトコルでも許容しているところである。他方、我が国の商標法では、旧法（大正10年法）において団体標章制度の明文の規定が設けられていたが、昭和34年の法改正の際、新たに導入することとなった使用許諾制度によって実質的に保護が可能であるとして削除された経緯がある。

今回の改正で、団体商標制度を改めて明文化することとしたのは次の理由によるものである。

- (1) 将来我が国がマドリッド・プロトコルに加入する場合をも踏まえ、団体商標を通常の商標と区別して登録しているアメリカ、イギリス、ドイツ等の諸外国との国際的調和を進める必要がある。
- (2) 団体商標は、そもそも通常の商標とは異なる特質（すなわち、①個々の事業者が登録することに馴染まず、団体が登録することとなるものであるが、その団体自身が商品の生産や役務の提供等をするには必ずしも要しないこと、②当初から、商標権者（団体）とは異なる者（構成員）による使用が予定されているものであり、その構成員には、構成員たる地位を有する限り商標の使用をする権利が認められるべきであること）を有するものであることから、法律上、明確に通常の商標とは区別して規定することは、このような実体にも沿ったものである。

(3) 昨今、地域おこしや特定の業界の活性化のため、団体が核になって、独自ブランドによる特産品作りが求められていることから、団体商標を明文化することは、このような時代の要請にも応じるものである。

このため、工業所有権審議会でも、使用許諾制度を使って間接的に同一の効果を得るというのではなく、各国と同様、団体が直接登録することができ、構成員による使用を団体自身による使用とみる団体商標制度を導入することが、国際的調和の観点からみても適当とされた。

## II. 改正の概要

今回の改正で導入された団体商標制度の概要は、以下のとおりである。

- (1) 団体商標の登録を認める対象は、公益社団法人若しくは法人格を有する組合又はこれらに相当する外国の法人とした。
- (2) 団体自らは、商品の生産・役務の提供等を行っていないなくても商標登録を受けることができることとした。
- (3) 出願手続においては、出願人が公益社団法人や法人格を有する組合等であることを証明する書面を提出すること以外は、通常の商標と変わるところはないものとした。
- (4) 団体商標の商標登録出願と通常の商標登録出願の相互間の出願の変更を認めることとした。
- (5) 権利の内容や範囲については、基本的には通常の商標権と同じものとした。
- (6) 団体商標の商標権は、これを通常の商標権として移転することも、団体商標の商標権として移転することも可能とした。
- (7) 構成員は、逐一通常使用権の許諾を得なくても、団体の定めるところにより登録商標の使用をする権利が認められることとした。

### III. 商標法の改正条文の解説

#### 1. 団体商標の要件

(団体商標)

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

改正前の本条は連合商標に関する規定であったが、連合商標制度の廃止に伴い、その規定を削除し、新たに団体商標の商標登録を受けるための条件を定めたものである。

第1項は、団体商標の商標登録を受けることができる条件として、①出願人が民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人であること、②出願された商標が構成員に使用をさせる商標であることを定めている。団体商標の商標登録を受けられる者についてこのように明示的に限定したのは、団体商標の本来の性格からみて、業として商品の生産や役務の提供等をする事業者を構成員に有する団体であることが当然

に必要という理由によるものである。また、この団体商標に係る商標権について他の工業所有権とは異なった取扱いをしなければならないとする理由は何ら存しないので、この団体は法人格を有すること、すなわち工業所有権を享有するための権利能力を有することを条件としている。

なお、ここで「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」とは、いわゆる公益社団法人を指す。また、「事業協同組合」とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合を指し、「その他の特別の法律により設立された組合」とは、例えば農業協同組合法により設立された農業協同組合等がこれにあたる。さらに、「これらに相当する外国の法人」とは、業として商品の生産や役務の提供をする事業者を構成員に有し、かつ、法人格を有する外国の団体（例えば、欧州諸国のぶどう酒組合等）をいう。

第2項は、第1項が定める条件のうち、②の条件を登録要件（拒絶理由、異議申立理由、登録無効理由）とする規定である。すなわち、本項に規定する「前項の場合」とは「その構成員に使用をさせる商標について団体商標の商標登録を受ける場合」であるから、本項によって読み替えられた第3条第1項の「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」には、構成員だけでなく団体も使用する商標も含まれるが、団体のみが使用をする商標は含まれない。したがって、出願人が第1項に規定する法人であっても、当該法人が自己の業務に係る商品又は役務について使用をするだけの商標については、第3条第1項の登録要件を満たさないものとして扱われることとなる。

第3項は、第1項で定める上記条件のうち、①の条件をいわゆる方式要件とする規定であり、①を証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない旨を定めている。この結果、当該証明書面が提出されていない場合には、商標法第77条第2項において準用する特許法第17条第3項第2号の規定により、手続の補正が命じられることとなる。

なお、本条に規定する以外の条件については、団体商標であっても通常の商標であることに変わりなく、通常の商標に関する規定が全て適用されることとなる。我が国の団体商標については、団体商標として商標登録した場合であっ

ても、その権利の内容や範囲は通常の商標権と基本的には異なることがないからである。

(参考) 民法第34条〔公益法人の設立〕

「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ  
営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ  
得」

(参考) 団体商標の登録を受けることができない者の例

財団法人、株式会社、フランチャイズチェーン、商工会議所等は団体商標の商標登録を受けることができない。その理由は次のとおり。

(1) 財団法人

財団法人は、財産の集団（財産自体がその実体）であり、業として商品の生産や役務の提供等をする事業者を構成員として有していない。

(2) 株式会社

株式会社の「構成員」に当たる株主は、株式に相当する出資義務を負うだけの者であることからすれば、その株主が商品・役務の生産・提供等をする事業者であって、しかも、会社がその株主の事業について自己の商標を使用させるとは考え難い。

(3) フランチャイズチェーン

フランチャイズチェーンは、フランチャイザ とフランチャイジーの間の事業契約により成立するものであって、団体とその構成員の関係にあるものではない。

(4) 商工会議所

商工会議所の精成員は、同業者によって構成されているわけではないことから、団体の構成員に係る商品又は役務の共通の性質を表示するために商標の使用をするとの団体商標の特質には馴染まない。

(補説1) 「団体標章」ではなく「団体商標」とした理由

旧法（大正10年法）においては「団体商標」ではなく「団体標章」と規定していたが、いずれにしても、業として商品の生産等をする者がその商品等について使用をするものであることには変わりがないことに加えて、団体自身が商品の生産・販売等を統一管理するとともに商標の使用することも少なくないという商取引の実情をも勘案して、今回の改正では、団体自身による商標の使用を認めることを明記したため、「団体標章」ではなく「団体商標」と規定し、引き続き商標として保護することとした。

**（補説２） 団体商標であっても単なる産地表示については登録を認めないこととした理由**

各地域の組合等が地域おこし等のために団体商標を活用する際には、単に商品名に地域名を冠しただけのようないわゆる産地表示のみからなる商標を採択したいとするニーズも少なくないと考えられるが、次の理由により、団体商標であっても単なる産地表示については登録を認めないこととした。

- (1) 自他商品の識別力を有しない産地表示は、そもそも実体的には商標としての機能を有しないものである。
- (2) 産地表示を特定の団体に独占させることは、その団体に属さない生産業者や販売業者は、その産地表示を使用できなくなり、かえって、地域おこし等にも支障を生ずるおそれがある。

当該産地に属する全ての同業者が一つの団体の構成員となっているという場合も考えられなくはないが、そのような場合であっても、将来に亘って同一地域内にアウトサイダーがでないという保証はない。

- (3) 団体商標であっても、一定期間の使用実績を勘案し、産地表示が継続して特定の団体の商品又は役務を表示する商標としての機能を有するに至った場合にのみ（すなわち、将来に亘っても識別力が維持される見通しのある場合に限って）、第3条第2項を適用して商標登録を認めることが適当である。

## 2. 出願の変更

### (出願の変更)

- 第十一条** 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願（団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ）に変更することができる。
- 2 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができる。
  - 3 前二項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
  - 4 第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。
  - 5 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

改正前の本条では、連合商標登録出願と独立の商標登録出願とにおいて相互に出願の変更ができる旨の規定が設けられていたが、連合商標制度の廃止に伴い、新たに第7条に規定する団体商標の商標登録出願と通常商標登録出願における相互間の出願の変更に関する規定を設けることとしたものである。

第1項は、団体商標の商標登録出願を通常商標登録出願に変更することができるようにするためのものである。例えば、団体商標の商標登録出願が第7条に規定する条件を満たさずに、補正の命令や拒絶理由の通知を受けた場合等に実益がある。

第2項は、通常商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができるようにするためのものである。例えば、通常商標登録出願により生じた権利を第7条第1項に規定する法人が承継した等の場合で、その商標を団体商標として使用しようとするときに実益がある。

なお、第2項による変更の際には、第7条第3項に規定する書面（商標登録

出願人が第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面)を提出することが必要である。

第5項の改正は、第10条の改正によって改正前の同条第3項の規定が第2項に移動したことに伴うものであり、出願の変更に伴う新たな商標登録出願の出願口が遡及するとの趣旨を変更するものではない。

### 3. 移転

#### (団体商標に係る商標権の移転)

第二十四条の三 団体商標に係る商標権が移転されたときは、次項に規定する場合を除き、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなす。

2 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、その旨を記載した書面及び第七条第三項に規定する書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

本条は、団体商標制度の明文化に伴い新設された規定であり、団体商標に係る商標権が移転された場合について定めかものである。

団体商標に係る商標権であっても、商標権の移転は原則としては自由であることから、その商標権が第7条第1項に規定する法人でない者に移転される場合や、第7条第1項に規定する法人への移転であっても当該法人が団体商標としてでなく自己の業務に係る商品又は役務について通常の商標として使用をしようとしている場合(すなわち、当該登録商標を構成員に使用させるために商標権の移転を受けたものでない場合)が生じ得る。しかし、このような場合においては、その登録商標は、第7条第1項に規定する条件を満たさないため、団体商標ということができない。

一方、団体商標の商標登録の要件は、第7条に規定するもの以外は通常の商標の登録要件と同じであり、団体商標として商標登録された商標は、基本的に



は、通常の商標の登録要件も満たしているといってもよいものである。

このため、本条においては、団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、第2項において、その旨を記載した書面及び第7条第3項に規定する書面（第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面）を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならないこととし、この条件が満たされない団体商標に係る商標権の移転については、第1項の規定により、通常の商標権に変更されたものとみなすこととしたものである。

なお、通常の商標権を団体商標に係る商標権として移転することは認められない。このような移転を認めなくても、譲受人は使用許諾制度により実質的に団体商標に係る商標権と同じ利益が得られるという背景があることに加えて、団体商標に係る商標権を他人に移転した後にいつでも自己に移転し直すことが可能となると、改正法施行日から1年以内に限り通常の商標登録を団体商標の商標登録に変更できることとした経過措置（改正法附則第5条第1項）の存在意義が失われることともなるからである。

#### 4. 団体構成員の権利

##### （団体構成員の権利）

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という。）は、当該法人の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 前項本文の権利は、移転することができない。

3 団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権

者とみなす。

- 4 団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

本条は、団体商標制度の明文化に伴い新設された規定であり、団体商標が商標登録された場合の団体構成員の権利について定めたものである。

第1項は、団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は当該団体の定めるところにより指定商品又は指定役務について団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する旨を定めたものである。ただし、個々の団体構成員に構成員以外の者の使用を排除すること、いわゆる禁止権までも認めようとする趣旨ではない。

団体商標とは本来構成員の総意に基づき団体が構成員に使用させるために登録されるものであるので、団体構成員の登録商標の使用をする権利については、通常使用権の設定のような個別の使用許諾契約によることなく構成員であるとの地位に連動して、団体商標に係る商標権の発生と同時に自動的に、発生させることとした。しかし、団体内部の規則において特定の品質等に関する基準に合致した商品又は役務についてのみ使用が認められるような団体商標については、これに反する構成員の登録商標の使用はもはや構成員の総意に基づくものとは言えないので、このような構成員には登録商標の使用をする権利を認めないこととするため「当該法人の定めるところにより」と規定した。

また、第1項ただし書きは、団体商標に係る商標権について専用使用権の設定があったときは、専用使用権の設定の範囲内においては、団体構成員であっても登録商標の使用をすることができないことを明らかにしたものである。

第2項は、第1項に規定する団体構成員の商標の使用をする権利は、相続等の一般承継による場合を含めて移転することができない旨を定めたものである。これは、第1項に規定する団体構成員の権利が構成員であるとの地位に連動して発生し、構成員の身分と切り離すことができないものであることによる。

第3項は、第1項において団体構成員に登録商標の使用をする権利を認めたことに伴い、第24条の4等の規定の適用については、団体構成員を通常使用権者と同等に扱うこととした規定である。第24条の4の規定（商標権の移転に係る混同防止表示請求）の適用を例にするならば、本項の規定によって団体構成員が通常使用権者とみなされ、団体構成員に対しても混同防止表示の請求をすることができるようになる。

なお、通常使用権に関する規定の中で第24条の4等の数ヵ条の規定に限定して団体構成員を通常使用権者と同等に扱うこととしているのは、団体構成員の商標の使用をする権利が通常使用権と異なる特質を有していることによる。例えば、通常使用権に関する質権の設定や共有の規定（第31条第4項において準用する特許法第94条第2項、第35条において準用する特許法第73条第1項）の適用が除外されているのは、団体構成員の商標の使用をする権利が団体構成員たる地位と不可分に連動するものである点において通常使用権とは異なっているからである。

第4項は、第33条第1項第3号の適用について、団体構成員を通常使用権の設定の登録をした通常使用権者と同等に扱うこととして、無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利（いわゆる中用権）を第1項に規定する権利を有する団体構成員にも認めることとした。

#### （補説）団体商標権について使用権の設定を認める理由

団体商標権について、専用使用権や通常使用権を認めることとしたのは、商品の生産等を行う団体構成員以外の者に、その商品の販売等の流通を扱わせる必要があるケースもあるからである。団体商標権者が外国の法人のような場合には、本邦の流通業者が団体商標権者から実際に専用使用権や

通常使用権を設定されることが想定される。